

昭和七年十一月六日

日本労働組合総同盟会 昭和七年度大会

二八

3. 映画、演劇従業員の強制組合に関する件

全国映画従業員組合
大阪演劇従業員組合

主文
映画演劇従業員懸別又は全国的強制組合。設立を政府及府縣に許可せしむること

理由
現在、映画並演劇興行に従事する全国二万の労働者は、経営資本家の貪慾なる搾取。下に酷使され、居るが、我々は労働階級として、正当なる権利を擁護すべし。たゞに府縣令及法規を改正せしめ、映画演劇従業員の強制組合と作らしむるのみならず、

密行法
一、内務省、府縣に現行法規の改正を陳情、要求すること。

一、新任中央委員会が提出組合と協力すること。